

令和7年(行ウ)第36号 議決取消請求事件

原告 豊橋市長 長坂尚登

被告 豊橋市議会

令和7年9月12日

証拠説明書

名古屋地方裁判所民事第9部CB1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 足立陽一

同 弁護士 赤本俊

同 弁護士 岩田晴記

印影

印影

印影

号証	標目	原本・写し	作成者	作成年月日	立証趣旨
甲75	逐条地方自治法	写し	佐藤文俊	令和7年6月30日	法179条1項の規定による「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」ことを理由とする専決処分の要件は、全ての議員が参集することができるだけの時間的余裕において告示することすらできないほど時間的余裕がないと客観的に認められる場合であることが必要であると解釈されていること。
甲76	同上	写し	同上	同上	平成23年の地方自治法96条2項の改正により、自治事務のみならず法定受託事務も、原則として条例で議決事件として議決事項とすることができることとされたこと。

甲77	地方議会の法 構造 名城大学法学 会選書6	写し	駒林良則	平成18年 2月1日	首長制とは、住民により選挙された 長と議員に住民に対し直接責任を 負わせるとともに、両者の均衡抑制 をはかることによって適切な権限 行使を実現することを組織原理と するものであり、相互の牽制と調和 を保持し、一方の機関の独裁化を防 止することを目的としていること。
甲78	改正地方制度 資料第1部	写し	内務省	昭和22年 10月25 日	地方自治法制定当時の立法者は、9 6条1項の規定は制限列举主義を 採用し、地方行政の能率的運営の観 点から議会の議決事項は比較的重 大な事項に限定することが重要で あり、理事機関の執行処分に属する 事柄については、条例事項とするこ とができないと解していること。
甲79	地方自治法の 一部を改正す る法律（昭和 23年法律第 179号）の 施行に関する 件通知（抄）	写し	内閣官房 長官	昭和23年 8月1日	昭和23年改正法の趣旨は、地方議 会の権能を一層拡充し、地方公共団 体の議会と長との関係の調整につ き、更に一步を進めた方策を講ずる ことなどにあること。また、この改 正法により、96条1項9号として 「条例で定める契約を結ぶこと」が 追加されたこと。
甲80	第2回国会参 議院治安及び 地方制度委員 会会議録第1 9号	写し	参議院事 務局	昭和23年 7月15日	昭和23年改正法の96条1項9 号の規定の趣旨は、条例で定める 「特に重要である契約」に限って議 決事項とすることにあること。ま た、96条1項9号に関し、政府は、 一応の基準を示し、地方公共団体に 提供することを予定していたこと。

甲81	第2回国会衆議院治安及び地方制度委員会会議録第30号	写し	衆議院事務局	昭和23年5月28日	昭和23年改正法の96条1項9号に関し、政府は、一応の基準を示し、地方公共団体に提供することを予定していたこと。
甲82	地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律の施行に関する件 (通知)(抄)	写し	自治庁次長	昭和31年8月18日	昭和31年改正法の趣旨は、議決機関及び執行機関を通じて地方公共団体の組織及び運営の適正合理化と簡素能率化を図ることなどにあること。また、この改正法により、96条1項9号は、「条例で定める重要な契約を結ぶことに」改正されたこと。この改正の趣旨は、契約締結の執行事務は、元来執行機関において処理することを建前とするが、金額の異常に高い契約の締結等、執行機関の処理に委ねることを適当としない特別の場合に限り、条例で定めることを許容することにあること。
甲83	第24回国会参議院地方行政委員会会議録第32号	写し	参議院事務局	昭和31年5月14日	同上

甲 8 4	地方財務会計 制度の改革に 関する答申 (抜粋)	写し	地方財務 会計制度 調査会会 長田中二 郎	昭和 3 7 年 3 月 2 3 日	同答申では、議会と執行機関との関係について、契約の締結、財産の取得等のように議会の議決によって成立した予算の執行にかかる事項は、執行機関の責任において処理することとし、議会は、執行機関の説明等を求めるなどし、または監査委員に監査させる等の方法により、その適正な処理の確保をはかるようにすることが望ましいとされ、このような見地から、条例で定める重要な契約を結ぶことについての議会の議決はこれを要しないものとする旨が記載されていること。
甲 8 5	第 4 3 回国会 衆議院地方行 政委員会議録 第 2 6 号	写し	衆議院事 務局	昭和 3 8 年 5 月 2 9 日	政府委員より、昭和 3 8 年改正法案につき、地方財務会計制度の改革に関する答申（甲 8 1）どおりではなく、改正後の法 9 6 条 1 項 5 号につき、従来どおり条例で定める重要な契約の締結を議会の議決にかからしめ、条例で定める基準につき政令で一定のものを定めることとし、同答申を修正して改正法案を提出した旨が説明されていること。